

## <令和4年クラブ・サークル活動にあたっての本学独自のガイドラインについて>

クラブ・サークル活動（以下「クラブ活動等」という。）再開について、管理責任者である教員（顧問、部長）と部員との間で当該ガイドラインをはじめ感染対策を厳守できるかを十分に話し合ってください。また、再開にあたっては、感染対策を徹底し、出来る活動内容を慎重かつ段階的に進めることとしてください。

### ■クラブ活動等部員の健康管理の徹底について

- 行動の基本はマスク着用であり、必要時以外に外すことは認めない。
- 活動実施にあたり、活動日を含め前二週間、毎朝検温を行っていない部員は、活動に参加できない。
- 当日、発熱又は咳等の症状のある体調不良者や濃厚接触者等の新型コロナウイルス感染の可能性が疑われる部員は、活動に参加できない。活動団体の実施責任者である学生代表及び管理責任者である顧問教員は検温状況も含め部員の健康状態を把握すること。
- 活動前、活動後には必ず「手洗い」と「うがい」の励行を徹底すること。（手洗いは30秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗うこと。）
- 活動前後の複数人での飲食は絶対に行わないこと。
- 長期の活動休止による運動不足が考えられるため、学生の熱中症や怪我の防止に十分留意すること。

### ■学内活動場所（施設）における遵守事項の徹底について

遵守事項については、以下のとおりとする。

- 部室の利用について（基本的にマスク着用）
  - ・部室の使用は、部員の着替え並びに荷物の運搬のみ可とし、部室での多人数での飲食、ミーティング等は禁止とする。
  - ・窓や扉を開放し、換気の徹底や対人距離2メートルを確保することに留意する。
  - ・手洗い、うがいの励行と入退室時の共有器具の殺菌を行うこと。
- 屋外（グラウンド、テニスコート等）におけるクラブ活動について
  - ・活動にあたり、1施設1団体とする。
  - ・1活動あたり最大2時間（準備、片付けを含めて3時間）とする。
  - ・手洗い、うがいの励行を行うこと。
- 屋内（講堂、体育館等）におけるクラブ活動について
  - ・屋内施設については、季節に限らず年中、窓・扉らも開放状態で必ず使用し、換気を徹底すること。
  - ・活動にあたり、1施設1団体とし、対人距離は必ず2メートルを確保することに留意する。
  - ・手洗い、うがいの励行と入退室時の共有器具の殺菌を行うこと。
  - ・1活動あたり最大2時間（準備、片付けを含めて3時間）とする。

### ■密閉空間、密集場所、密接場面などの「3密」排除の徹底について

- 常時、窓や扉を開けておくなどの換気の徹底を行うこと。
- 利用する施設の広さにあわせて最少人数で活動すること。
- 対人距離2メートル以上を確保すること。（運動時にはより広範囲に飛沫等が及ぶ可能性を考慮し、接触を伴うような練習は厳に慎むこと。）
- クラブ活動中、部員同士の大声での会話を行わないこと。
- 特に、屋内における活動については、「3密」を排除する対策を徹底すること。

### ■クラブ活動等計画書の事前提出について

- 活動団体は、クラブ活動等に係る事前計画書（別紙1）等を学生担当課・事務室に提出し、許可された内容に基づき活動すること。
- 事前計画書の締切は、令和4年4月5日（火）とする。また、事前計画書等については、活動内容、感染対策、フェーズ毎の活動内容をきっちりと記載すること。記載内容に不備があれば活動を許可することはできない。  
活動再開日については、令和4年4月11日（月）の予定とする。また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国、和歌山県からの休業要請等により活動再開日（許可日）を変更する場合がある。
- 団体の活動時間は、準備や片付け時間を含めて（1活動あたり）3時間以内とする。

■運動部・文化部クラブ活動等にあたっての留意事項について

- 運動部の活動については、スポーツ庁からの通知（学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について）に基づき、マスク着用は必須ではないが、部員同士の間隔を十分（2メートル以上）確保するように留意すること。
- 文化部の活動については、マスクの着用を原則とする。（なお、活動にあたって十分な呼吸ができなくなる又は熱中症になるリスクがある場合、マスクの着用は義務づけません。）また、可能な限り屋外で、密集せず、距離をとって活動することとする。なお、屋内での活動にあたっては、換気を徹底すること。
- クラブ活動等にあたって、唾液の飛沫による感染に注意すること。唾液などが付いたゴミが発生した場合は必ずビニール袋に入れて密閉して縛り、各自持ち帰り処理すること。
- 運動部においては、「新型コロナウイルス感染症対策「UNIVAS大学スポーツ活動再開ガイドライン」や各スポーツの公益財団法人から情報発信されているガイドラインを参考とすること。

■遵守事項を守らないクラブ活動団体について

- （学生部委員会において審議し）遵守事項を守っていないと判断されたクラブ活動等団体については、即刻活動の停止を命じるとともに、今後の活動（新型コロナウイルス感染症拡大防止期間中）を許可しないことがある。

■クラブ活動等実施責任者及び管理責任者による適正な活動運営について

- 実施責任者であるクラブ活動等団体の学生代表は、ガイドラインのルール及び許可された活動内容を全部員に周知徹底すること。
- クラブ活動等団体の部員は、当日の活動前に活動内容を学生代表に報告すること。
- クラブ活動団体の学生代表は、団体のあらゆる活動の内容を把握すること。また、学生本人の意向を尊重し、参加を強制することがないようにすること。
- 活動は必要なもののみとし、活動終了後、速やかに帰宅すること。
- クラブ活動等団体の学生代表は、毎日の活動内容を記録し、1週間毎に管理責任者である教員に報告すること。
- 管理責任者である顧問教員は、実施責任者である学生代表を適切に指導し、管理監督を行うこと。
- 活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、学生間で不必要に使い回しをしないこと。

■その他

- 部会、ミーティングについては、SNS等を活用すること。
- マスク、アルコール消毒剤については各自（各団体）で確保すること。
- イベントの開催、遠征、宿泊を伴う活動については禁止とする。（但し、クラブ活動等団体が加盟する公式戦や他団体が開催する大会・イベント等への参加については、原則県内で実施され、学生部委員会で認めたものとする。本学の施設を利用して、多数の者が集まる場合にあっては、ガイドラインにある駐車場のルール等を厳守すること。
- 活動に伴う懇親会、コンパ等の集会について、禁止とする。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大状況や国、和歌山県からの休業要請等により、活動中であっても一斉に活動を禁止することがあるので留意すること。
- 本学発出の最新の「新型コロナウイルス感染症に対する本学学生の対応について」を理解し、遵守すること。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための和歌山県立 医科大学活動制限指針」に基づくクラブ・サークル活動の制限について理解し、遵守すること。